



金沢市公報

第3201号

令和7年(2025年)12月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○都市計画の変更について (都市計画課) 1

● 公 告

○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域
計画の変更案の縦覧について (農林水産振興課) 1

○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定

について

(建築指導課)

2

● 監査公表

○監査公表 (第20号)

(監査事務局)

2

告 示

● 金沢市告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年12月11日

金沢市長 村山卓

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備考
金沢都市計画 下水道	金沢市近岡町	金沢市 都市整備局 都市計画課	金沢市公共下水道 (臨海処理区)

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域計画を変更したいので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の変更案の利害関係人は、当該地域計画の変更案について、本市に対して意見書を提出することができます。

令和7年12月11日

金沢市長 村山卓

1 地域計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年12月11日から同月25日まで

(2) 場所

金沢市柿木畠1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和7年12月11日から同月25日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和7年12月11日

金沢市長 村 山 卓

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第1190号	令和7年11月26日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 14街区38番先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 14街区51番先まで	104.1	20.0
第1190号	令和7年11月26日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 1街区1番先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 8街区1番先まで	411.2	16.0
第1190号	令和7年11月26日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 11街区1番先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 11街区5番1先まで	87.1	8.0
第1190号	令和7年11月26日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 13街区2番8先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 11街区3番先まで	211.8	8.0
第1190号	令和7年11月26日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 11街区3番先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 10街区1番先まで	74.0	12.5
第1190号	令和7年11月26日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 3街区22番先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 4街区1番先まで	127.4	8.0
第1190号	令和7年11月26日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 31街区9番2先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 48街区1番1先まで	207.0	11.5
第1190号	令和7年11月26日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 47街区1番先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 51街区3番先まで	210.0	6.0

監査公表

●金沢市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和7年12月11日

金沢市監査委員	加藤	弘	行
金沢市監査委員	中村	哲	郎
金沢市監査委員	高村	佳	伸
金沢市監査委員	森	一	敏

第1 監査の概要**1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課**

団体名	所在地	所管局課
公益財団法人 金沢芸術創造財団	金沢市柿木畠1番1号	文化スポーツ局 文化政策課
金沢市芸術文化ホール共同事業体	金沢市柿木畠1番1号	文化スポーツ局 文化政策課
公益財団法人 金沢健康福祉財団	金沢市大手町3番23号	福祉健康局 健康政策課
金沢スタジアム共同事業体	金沢市南町2番1号	文化スポーツ局 スポーツ振興課

2 監査を執行した監査委員

加藤弘行、中村哲郎、高村佳伸、森一敏

3 監査の範囲

令和6年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた令和7年度及び令和5年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

令和7年7月14日から同年11月26日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

公益財団法人 金沢芸術創造財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、 預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、 事業計画書、予算書及び決算諸表、 補助金交付申請書及び実績報告書、 出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、 領収書等証拠書類、 指定に関する根拠法令等、 指定の手続管理に関する協定書等
金沢市芸術文化ホール共同事業体	指定に関する根拠法令等、 指定の手続管理に関する協定書等、事業報告書、 収支会計経理に係る帳票、出納関係帳簿類、 管理規程、経理規程等の諸規程
公益財団法人 金沢健康福祉財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、 預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、 事業計画書、予算書及び決算諸表、 補助金交付申請書及び実績報告書、

	出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書等
金沢スタジアム共同事業体	指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書等、事業報告書、収支会計経理に係る帳票、出納関係帳簿類、管理規程、経理規程等の諸規程

7 団体の概要

(1) 公益財団法人金沢芸術創造財団

ア 設立及び目的

金沢市における芸術文化の創造に関する事業を積極的に企画実施し、市民の生涯にわたる芸術文化の土壤を醸成することにより、芸術文化の振興に寄与することを目的として、平成5年11月8日に財団法人金沢市公共ホール運営財団を創立した。

平成23年4月から公益法人移行により公益財団法人金沢芸術創造財団に改称した。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産40,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和6年度）

金沢芸術創造財団運営事業補助 180,116千円

文化芸術活動能登復興支援事業補助 8,708千円

(ウ) 指定管理の状況（令和6年度）

指定管理委託料 1,046,504千円

施設名
美術館施設（2施設）
金沢21世紀美術館、金沢能楽美術館
芸術文化施設（5施設）
金沢卯辰山工芸工房、金沢市民芸術村、金沢市牧山ガラス工房、
金沢市おしがはら工房、金沢湯涌創作の森

(2) 金沢市芸術文化ホール共同事業体

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況（令和6年度）

指定管理委託料 203,779千円

施設名
芸術文化ホール（3施設）
金沢歌劇座、金沢市文化ホール、金沢市アートホール

(3) 公益財団法人金沢健康福祉財団

ア 設立及び目的

地域包括ケアシステムや地域医療の推進を図るため、医療及び福祉サービスの提供並びに健康教育の普及啓発を行うことで、医療及び福祉に関する総合的なサービスの向上を図り、もって市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的に創立した。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産50,000千円のうち35,000千円（出資割合70%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和6年度）

公益財団法人金沢健康福祉財団運営補助 26,910千円

(ウ) 指定管理の状況（令和6年度）

指定管理委託料 179,960千円

施設名
金沢健康プラザ大手町、卯辰山公園健康交流センター千寿閣、
老人福祉センター（4施設）
老人福祉センター万寿苑、老人福祉センター松寿荘、
老人福祉センター鶴寿園、
老人福祉センター万寿苑分館十一屋生きがい交流館

(4) 金沢スタジアム共同事業体

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況（令和6年度）

指定管理委託料 89,989千円

施設名
金沢スタジアム（※）

※印は実査を行った施設である。

第2 監査の結果

1 公益財団法人金沢芸術創造財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

2 金沢市芸術文化ホール共同事業体

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、代表団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

3 公益財団法人金沢健康福祉財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

4 金沢スタジアム共同事業体

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

令和7年(2025年)12月11日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄